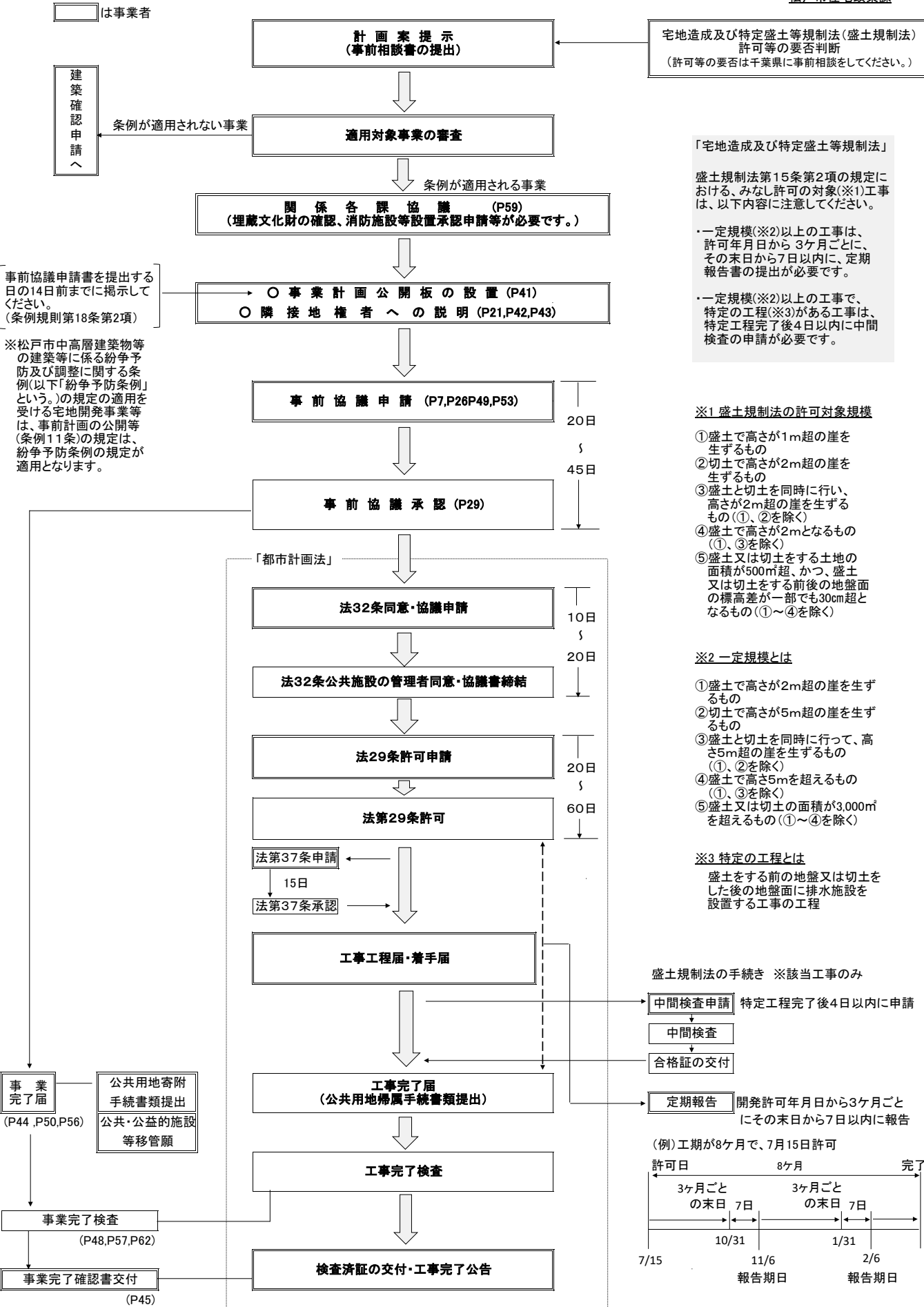


宅地開発事業等に関する手続図

令和7年5月

松戸市住宅政策課



(注) 1 上記手続は一般的なものを示しており、公共財産等の廃止等を伴う場合は、これと異なる場合があります。

2 日数は、標準的な事務処理の期間の目安を示したものです。

3 P〇〇は、申請等の様式等を掲載している条例の冊子のページ番号です。

4 設置する公共用地についての関係書類は、開発行為許可申請の手続きが必要な事業の場合は別に定める様式をお願いします。